

令和元年第6回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和元年7月23日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長	清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣
	委 員	檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子
	委 員	本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長	教育環境調整担当部長	
	学校適正配置担当課長	子ども未来部長	
	子ども未来課長	子ども環境応援担当課長	
	子どもわくわく課長	保育課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	30号	東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	承認
2	31号	東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
3	55号	「北区基礎・基本の定着度調査」調査結果からの分析について	了承
4	56号	東京都北区保育料等徴収条例施行規則の一部改正について	了承
5	57号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和元年第6回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和元年7月23日(火) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和元年第6回北区教育委員会臨時会を開会いたします。</p> <p>日程第1、第30号議案「東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、第30号議案でございます。東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則でございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。説明欄でございます。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備を行うとともに、事務の明確化を図るため、本改正案を提出するというものでございます。</p> <p>説明をさせていただきます。おおむね6、7分程度説明に時間を要します。よろしくをお願いいたします。</p> <p>まず、この庶務規則でございますけれども、教育委員会にどのような課があって、それぞれの課が何の業務を行うかを定めた規則でございます。例年ですと、組織改正等によって課の名称や所管事務が変更される3月に改正を行っているところでございますけれども、このたび、既にご説明をさせていただいたとおり、5月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律、これが交付をされたことにより、10月から幾つかの課で新しい事務を行う必要が生じたため、本議案を提出させていただいたものでございます。</p> <p>A4、1枚で添付をしてございます、第30号議案参考資料②と左上に書いたものをごらんいただきたいと存じます。</p> <p>資料の上段、前提というところでございますけれども、改正までの経緯について記載をしてございます。そこに項目が四つ書いてございますけれども、一つ目が令和元年10月から利用料が無償化、二つ目、区は支給要件を満たした子どもが対象施設を利用した際に要する費用を支給ということ、それから三つ目、この給付を受けるためには、区から施設等利用給付認定を受ける必要があるというもの、これを処務規則に明記する必要があるというものでございます。それから四つ目、従来、支給認定と呼ばれていた名称、これが教育・保育給付認定に変更されるというものでございます。</p> <p>中段、方針のところでございます。新たに創設されました施設等利用給付認定、これを行う部署につきましての整理をしてございます。保護者の方の利便性を考えまして、まず①、幼稚園や保育園などの施設を利用されている方につきましては、各施設の所管部署が行うというもの。</p>

それから②でございます。利用されていない方に対しましては、保育課の保育運営係が認定事務を行うというような整理をしております。

お示しの表につきましては、どの施設の利用者が施設等利用給付認定の対象となるか、その所管部署を一覧でお示しをしているというものでございます。

黒い塗り潰しをしておりますけれども、こちらにつきましては、一番右の列でございます。認定の必要があるというようなものに、黒い塗り潰しを行っているというものでございます。

一例で申し上げますと、公立の認定こども園（保育園枠）、これは、学校支援課の所管ですが、施設等利用給付認定の必要はございません。

公立の認定こども園（幼稚園枠）、これにつきましても、学校支援係で行いますが、これは認定の必要があるというものでございます。

私立の認定こども園（保育園枠）、こちらにつきましては、子ども環境応援担当課の所管ですが、認定の必要はない施設になります。

それから、私立の認定こども園（幼稚園枠）、こちらにつきましても、子ども環境応援担当課が行いますが、こちらは認定の必要があるといった整理をしているものでございます。

改正内容のところでございますけれども、今回、ご提案させていただく内容をそちらにお示しをしております。①施設等利用給付認定の事務の追加、②支給認定の名称の変更、③区立の認定の「の」が不要であるため削除、④それぞれの課に教育の教育・保育給付認定事務の追加というような内容でございます。

詳細につきましては、ただいまから議案の新旧対照表を用いまして説明をさせていただきますと存じます。

30号議案の4ページをごらんください。

まず、第13条でございます。この4ページ上段の3と書いてあるところでございますけれども、こちらにつきましては、これまで区立の認定こども園としていた記載の「の」を削除いたしまして、区立認定こども園としたというものでございます。

7号をごらんいただきたいと存じます。学校支援係が所管している区立幼稚園、それから区立認定こども園、こちらの利用者に対する施設等利用給付認定事務の記載を追加するとともに、教育の教育・保育給付認定、この事務の規定を明文化したものでございます。

それから、補足をさせていただきますが、教育の教育・保育給付認定事務、こちらはいわゆる1号認定と呼ばれる事務でございます。現在でも区立幼稚園、それから区立認定こども園の幼稚園枠の入園者に対しまして、学校支援係が実施しております。これまではこの認定事務につきましては、第3号の区立幼稚園及び区立の認定こども園に関する規定されている業務の一つであるとしたしまして、個別の明記をしておりましたが、このたび新たに施設等利用給付認定事務、これが追加されたことにあわせて、事務の所管課を明確化するため、改めて規定を追加したものでございます。

8号につきましては、もともと7号であった項目を移動させていただきます。

5ページをごらんください。子ども未来課のところ、課務担当主査の項第4号でございます。私立幼稚園と私立認定こども園の利用者に対する教育の教育・保育給付認定事

務、それから施設等利用給付認定事務の規定を追加したものでございます。こちらでも学校支援係と同様の理由で教育の教育・保育給付認定事務を追加してございます。

続きまして、保育運営係の3号でございます。5ページ上段の真ん中のところですけども、どの施設にも通われていない方に対する施設等利用給付認定事務について規定をしてございます。

末尾に、他に規定するものを除くと記載してございますが、こちらにつきましては、一時預かり事業、これを利用する場合でも、利用者が幼稚園や保育園などに通っている場合には、その施設の所管部署において施設等利用給付認定を行うためでございます。4号はもともと3号にあった項目を移動してございます。

それから、その次、私立保育園係の項第5号でございます。認可外保育施設の利用者に対する施設等利用給付認定を規定してございます。

最後に、入園相談係の項第1号でございます。支給認定という名称を教育・保育給付認定に改めてございます。

以上の変更につきまして、議案の1ページから2ページまでを改め文として記載をしてございます。ページは3ページ、付則にお示しのとおり、この規則につきましては、令和元年10月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 ご説明ありがとうございます。一つ確認したいところがございます。30号議案の参考資料②なのですが、前提としまして、上から2行、0歳から2歳までは住民税非課税世帯という、この括弧については、利用料が無償化というか、補助が出るというふうに認識していただきましたので、この世帯も完全に無償化という形になるのかどうかというところを確認させてください。

保育課長 教育長

清正教育長 保育課長

保育課長 渡辺委員からのご指摘のとおりでございまして、基本的に無償化といいましても、全国の一般的な認可外保育施設に通う保育料を補助するという形なので、高い施設に通われている方は、一部自己負担が発生することがあります。なお、無償化の上限金額より安い園に通っていれば、その分儲かるといったことはなく、あくまで実費分のみが支払

った後に区のほうから支給されるといったような形になります。

渡辺委員

ありがとうございます。そうしましたら、この記載がわかりにくいというか、勘違いされてしまうところもあるのではないのかなという気がいたしますが、この資料については、このままということよろしいでしょうか。

保育課長

確かに、ご懸念のとおりとは思いますが、無償化という言葉が国が進める施策の言葉として、広く周知されていることから、私たちも国が使っている言葉をそのままと言ってはいるのですが、誰も彼もが無償にはなるものではないので、そのあたりのPRの仕方というのは、今後の課題と思われまますので、課、所管いろいろまたがっておりますが、決して利用者の方に誤解のないように努めてまいりたいと思っております。

清正教育長

それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、原案どおり承認すること、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第30号議案は、原案どおり承認することに決定いたします。
次に、日程第2、第31号議案「東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

では、私から、東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則についての説明をさせていただきます。

では、まず議案の8ページをごらんいただけますでしょうか。8ページの最後の説明欄でございます。認可保育所等の利用調整における選考方法の見直しその他必要な規定整備を行うため、この規則案を提出するというごことでございます。

次に、参考資料の2をごらんいただけますでしょうか。

左上に31号議案参考資料②と書いてございます資料です。これは、昨年9月の教育委員会定例会におきまして、報告した際の資料と同じ内容となっております。その際に説明したとおりの見直しでございます。2カ年に分けて見直しを行うものでございまして、影響が小さいものや早急な対応が必要なものについて、1年目に見直しを行いまして、多くの方に影響が及ぶような見直しについては、十分な周知期間において2年目に見直しを行うといったような取り扱いといたしました。今回の見直しは、いわゆる2年目に見直しでございます。

今回の見直しの内容でございますが、議案参考資料②の2ページ目をおめくりいただ

けますでしょうか。その項目4と書かれている令和2年4月入所時から行う保育室の見直しとありますが、これが今回の見直しでございます。

では、簡単に説明させていただきます。(1)入所調整でございますが、世帯の保護者のうち、これまでは低い方の選考指数を世帯の選考指数としておりましたが、見直し後は両親の点数を合算する取り扱いとさせていただきます。

次に(2)です。採用内定者への優遇でございますが、フルタイムで仕事が決まっている方であっても、採用内定の段階では一律で4点としておりましたが、そのため、保育所への入所が必ず内定辞退を招いているといったような課題がありまして、見直しを行うということです。実際に勤務されている方に比べて、-2点する形の取り扱いをしたと考えてございます。

次です。(3)がきょうだい世帯への優遇でございます。きょうだいで保育園に通われている保護者の方、また、民間で保育園を運営されている方々からはきょうだいで同じ園に通わせたいという希望がとても強いものがございます。現行では調整指数を+1点の加点としているところ、+2点への見直しを行います。そのことで、若干ではありますが、きょうだいがいらっしゃる方の優遇が図られるといったような形になります。

(4)です。保育士世帯の優遇についてでございます。この平成31年4月期のほうから調整指数+2点に見直すとしてございますが、また、令和2年度には+3点へと見直しを行います。こちらは選考指数が父母合算の取り扱いになることからの見直しでございます。

(5)(6)(7)も(4)と同様に、選考指数が父母合算の取り扱いになることからの見直しでございますが、ひとり親世帯について調整指数及び就労による自立支援につながる場合等の生活保護世帯を現行の2点から3点、また、保育料滞納世帯についての調整指数について、-3点から-4点へとそれぞれ見直しを行います。

最後に、(8)です。低年齢児に特化した受け入れを行う保育園に在園する児童の取り扱いについてでございますが、別紙をごらんいただけますでしょうか、

次の3ページの別紙と書かれている同一保育指数の場合の優先順位でございますが、点数で同点になった場合に、その優先順位をどのような方が優先されるかということを決めた規定でございますが、こちらは別紙の優先項目11というのがございまして、この優先項目があるため、現状では例えば小規模保育事業所の1歳児クラスで、小規模に通われている方と在宅で保育をしている方とで申請を行う場合ですが、小規模に通われている方のほうが優先されるという形となりますが、この両者を比較する場合に小規模に通われている方というのを優先する理由が乏しいといったようなことがありまして、この規定は廃止したいと考えてございます。しかし、低年齢児園の3歳児以降、3歳の壁とよく言われておりますが、3歳児以降の受け入れについては、保護者から不安の声が多く寄せられておりますので、北区としても私立幼稚園等含め、進級先の確保を進めているところでございますが、現状よりも優先を図るべきと考えまして、卒園児のみ優先するといった形を優先項目の4番目という相当に高いところに位置づけることといたします。

本議案のほう、戻りまして、10ページをごらんいただけますでしょうか。ただいま申し上げました、この改正についての中身について、条文のほうでたどってみたいと思

います。

まず、9条、13条、14条といったところで修正がございますが、こちらは根拠法となる子ども・子育て支援法の改正を受けた変更となります。

次です。第15条でございます。第15条に第15条第2項というのを追加する形としておりますが、現行の規則では入所申し込みの際に必要な書類を提出し、それに変更が生じた場合には届け出を行うといったことのみを規定しておりますが、手続といたしましては、現在も保育の必要性の確認のために毎年届け出を行っていただいております。それを規則に規定するものでございます。

次です。17条の延長保育の申請、そして22条、こちらにつきましては、利用申請なり、利用の届け出なりの期限を規定していなかったことから、今回期限を明確にし、規定したといったようなことでございます。

次のページ、めくりまして23条の8でございますが、こちらは15条第2項を追加したことから、このように修正をしているところでございます。他の箇所につきましては、単純に文言整理でございます。

次に、別表の説明に入ります。本文よりもこちらの改正のほうが、いわゆる先ほど説明いたしました今回の規則改正の趣旨である利用調整の見直しを反映した改正となります。

まず、14ページと15ページの別表1でございます。見開きでございまして、左の15ページが現行、右の16ページが改正後といったような扱いになります。

表の項目2のところをございまして、項目2が求職とありますが、その上、就労内定というものがございまして、その取り扱いでございます。左の表、現行では、就労内定の方については選考指数のところ4となっておりますが、改正後におきましては、実際に勤務した場合、勤務している方に比べて、その時間に応じて2点減点するような形、内定している勤務時間数に応じた選考指数としているところでございます。

なお、現行ではこの求職の就労内定で、別表第4、番号6に該当する場合といったような記載がありますが、これはいわゆる区内の保育園に勤める保育士さんのことを指す規定でございまして、保育士さんにつきましては、国でも保育園の入所に当たっては優先すべきといったような規定が盛り込んであるので、そのような形をとっているところでございます。

次に、16ページ、17ページをございまして、項目1の(2)で、現行のほうです。現行の備考の項目1があつて、その(2)でございまして、選考指数は保護者ごとに決定し、いずれか低い方の選考指数を世帯の選考指数とするというのが現行でございまして、それが改正後には、選考指数は保護者ごとに決定し、それぞれの選考指数を合算したものをそれぞれの選考指数を合算したものを世帯の選考指数とするといったようなことで、取り扱いを変えようといったことでございます。

また、改正後には保護者がひとり親の方の場合、そういった取り扱いについても規定してございます。

次に、20ページと21ページをございまして、番号1は生活保護世帯、番号2はひとり親世帯、番号6は保育料滞納世帯といったようなことで、現行も

改正後もそれぞれ1番、2番、6番なわけでございますが、こちらそれぞれにつきまして、調整指数の値を変更してございます。

また、きょうだい世帯につきましては、現行の番号3から改正後の番号4に移項させる形で、また、保育士世帯につきましては、逆に番号4から番号3に移項させる形でそれぞれ数を変更してございます。

最後に別表第4でございますが、22ページ、23ページをごらんいただけますでしょうか。同点になった場合の優先順位でございます。2歳児もしくは3歳児までのお子さんを保育する園についての規定が、これは現行の番号11番でございますが、これを廃止する形とします。改正後におきましては、卒園時の優先の規定、そういったものについて、それを番号4で規定してございます。

次に、8ページをごらんいただけますでしょうか。付則でございます。この規則ですが、交付の日から施行するといったような取り扱いでございますが、別表の選考指数の変更につきましては、令和2年4月期入所の利用調整以降について適用します。また、説明の中で根拠法の子ども・子育て支援法の改正を反映した変更につきましては、法律の改正の施行日である10月1日としてございます。

以上、ご説明申し上げました。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員 教育長

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 ご説明ありがとうございます。二つ質問がございます。一つ目が11ページの第16条の1項なのですが、休日の規定なのですけれども、従来土曜日、日曜日、または国民の祝日というものが東京都北区の休日を定める条例と変更になっているのですけど、具体的には何か北区での特別な休日というのがあるのでしょうか。

もう一つは、23ページの別表4になります。番号5なのですけれども、同一保育指数の場合の優先順位の5番目ですが、多子世帯の項目ですね、利用申請時締め切りの現在、小学校就学前、子どもが3人以上いる世帯でより多い世帯、これは3人以上いるということで大変だということで、よい規定だと思います。ですけれども、これ以外に同じく多子世帯で小学校に就学している子どもたち、小学校、中学校の子どもたちがいる世帯というものも状況として違いますけれども、親の準備段階ですとか、そういったことも、違った大変さというものが考えられます。そういったものは加味していただけるのでしょうか。それとも、この規定どおりなののでしょうか。よろしく願います。

清正教育長 保育課長

保育課長 まず、休日のお話でございますが、基本的には今までこういった土曜日、日曜日、ま

たは国民の祝日といったような休日の規定をしていたのですが、東京都で条例がございまして、北区としては同じことを指すのであっても、区の条例に規定するものを指したほうが、北区の定める規則として望ましいだろうといったことで、内容は特に変わっていないのですけれど、そちらの条例を根拠としようといったようなことでの見直しでございます。私が文言整理とかということ、まとめて説明してしまったのですが、何か変わるものではありません。

次です。多子のお話でございますが、確かに委員がおっしゃるご意見というの、言われてみて、なるほどと思うところもあります。しかしながら、この改正は、1年前から周知をかけてきた規定なものですから、保育園の選考というのは細かいところまで、保護者の方が気にかけて、そうやっているものなので、ここからさらに内容を変更することは難しいと考えておりますので、今回の見直しはこのままでやらせていただければと思います。ただ、小学校、何歳までいらっしゃる方を、子育てが大変だということで優遇するかといったようなところにつきましては、いただいたご意見を踏まえ、研究させていただいて、何か配慮できることがあれば、ご相談させていただきたいと考えてございます。

檜垣委員

ありがとうございます。多子世帯については、さまざまな意見もあると思いますし、小学校、中学校であっても、家庭内での保育に対する仕事量というものはさまざまに変化し、そして、重要なことがたくさんありますので、その辺考慮いただいて、できる限り範囲を広げていただければと強く希望いたします。
どうぞよろしく願いいたします。

清正教育長

ほか、よろしいでしょうか。

渡辺委員

教育長

清正教育長

渡辺委員

渡辺委員

保育料の滞納世帯に対する指数の見直しというところがあります。これは、滞納するということはもちろん保護者としてはやってはいけないことだと思うのですが、子どもの立場から考えてみますと、滞納するいろいろなご家庭の事情があるかなと思うのですが、その子が通えなくなってしまって、その子に対する補助、保護が支給されなくなるというのは、懸念するところがございます。今まで、私も経験がありますが、お子さんによっては、この子は保育所や幼稚園のほうに通っていたほうがいいのかと思われるお子さんも、なきにしもあらずというところでした。そういう意味で、滞納世帯というところに関しましては、心配なご家庭かなと思いますので、そのご家庭のお子さんと言ったところに関しましては、どのように保護していくとよいのかなと懸念がございます。これに関しても、今後検討していただければなという気持ちでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

清正教育長	保育課長
保育課長	ご意見はもつともだと思えます。例えば、そういったご家庭の場合、虐待の心配であったりとか、家庭の養育力の問題であったりとか、そういったことで保育所に通うケースというのも想定はしているので、滞納だからといって直ちに退園とかということにはならないと思えます。北区の状況からしても、幾つか近くに通えないとか、地域によっては、例えば待機児が発生しているような状況があるのですけれど、何かしら保育サービスが受けられるような状況というのはできていると思えますので、そのあたりも行き過ぎないように、子ども不利益にならないようにといったようなことでは、これからも考慮していきたいと思えます。
清正教育長	よろしいでしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	ありがとうございます。それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
清正教育長	ご異議ないと認め、第31号議案は原案どおり承認することに決定させていただきます。 次に、報告事項に移ります。日程第3、報告第55号「「北区基礎・基本の定着度調査」調査結果からの分析について」事務局から説明をお願いいたします。
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	それでは、私からは「北区基礎・基本の定着度調査」調査結果からの分析につきまして、ご説明を申し上げます。 それでは、資料を1枚おめくりいただき、1ページをごらんください。小学校の国語から順に一覧表の一番右にあります令和元年度の結果につきまして、説明をさせていただきます。 小学校国語でございますが、結果につきましてはおおむね良好でございますが、4年生の各能力について、区全体正答率が目標値を下回っており、課題が見られます。分析につきましては、資料の2ページから3ページにかけて記載をしております。3ページに上段が4年生の分析でございます。作文の設問で正答率が目標値を下回り、書こうとすることの中心を明確にして文章を書くことなどが課題として挙げられます。授業改善

のポイントにつきましては、3ページの下段に記載をしております。児童同士が互いの文章を読みあい、感想や意見を述べ合うなどの活動を行い、書き手が書こうとしたことが明確になっているか確認する時間を設定することなどが有効であると考えます。

続いて、5ページをお開きください。こちら中学校の国語でございます。結果につきましては、こちらもおおむね良好ですが、3年生の話す、聞く能力に課題が見られます。6ページに分析を記載しておりますが、話し合いの内容を聞き取る問題で、互いの発言を検討して自分の考えを述べることについて、目標値を下回っております。

授業改善のポイントとしましては、7ページに記載をしております。話し合いの司会者の役割として、進行の仕方を工夫したり、互いの発言を生かしたりすることを指導する必要があります。また、目的にあった話し合いの進め方を提案したり、話し合いの経緯を振り返って、その後の展開を考えさせることなども重要であると思えます。

続いて、8ページをお開きください。こちらは小学校の社会でございます。結果につきましては、5年生、6年生とも良好でございます。

授業改善のポイントとしましては、9ページ及び10ページに記載をしております。学習問題に即して情報を集める、読み取る、まとめる、これらの技能の定着を図ることなど、大きく五つのポイントについてまとめております。こちらのほうは恐れ入りますが、後ほどご高覧ください。

続いて、11ページをお開きください。中学校の社会でございます。結果につきましては、3年生の全ての観点が目標値を下回っており、課題が見られる状況でございます。

12ページに分析をお示ししておりますが、3年生は特に複数の史実から明治政府の目指した政策について把握する問題で目標値を16.1ポイント、安土桃山時代の文化について理解する問題で目標値を11.9ポイント下回っており、課題が見られる状況でございます。

授業改善のポイントとしましては、12ページの下段から14ページにかけて記載をしております。主に歴史的分野では時代の特色や他の時代と比較しながら言葉や図でまとめて発表したり、意見交換いたりする活動を取り入れること、年表を活用して歴史の流れの中で各時代の特色や変化を捉えさせる学習などが効果的と考えております。

続いて、15ページから16ページにかけましてでございます。こちらは小学校の算数でございます。結果につきましては、全ての学年、全ての観点が目標値を上回っており、良好でございます。各学年の分析につきましては、16ページの下段から記載しておりますが、3年生では問題場面から必要な情報を読み取り説明すること、それから4年生では二つ以上の資料を比較検討して説明すること、5年生では問題文やグラフから読み取った情報を根拠を元に説明すること、6年生では表から与えられた数値とグラフの数値を比較して説明することに課題が見られます。

授業改善のポイントとしましては、17ページの下段から18ページにかけて記載をしておりますが、先ほどの各学年の共通する説明するというあたりの課題、こちらは説明する力を身につけさせるためには、友達に自分の考えを説明し、互いの考えを比較検討するなどの対話的な学習や教師からの問いかけによって児童の思考を言語化させることなどが有効であると考えております。

続いて、19ページをお開きください。こちらは中学校の数学でございます。結果につきましては、2年生の数学への関心・意欲・態度と数学的な見方や考え方において目標値を下回っており、課題が見られます。こちらの分析につきましては、隣の20ページの記載をしております。2年生では特に文章問題の読み取りや資料を元に数学的に考えることに課題がございます。

授業改善のポイントにつきましては、20ページの下段から次の21ページにかけて記載をしております。問題文の中の数量に気をつけ、求めるものは何かなど一つ一つ確認しながら問題を整理、把握することや学習した知識・技能や数学的な見方・考え方を根拠に自分の考えを説明したり、意見を交換したりする活動を多く取り入れることが有効と考えております。

続いて、22ページでございます。こちらは小学校の理科でございます。結果につきましては、5年生と6年生、黒い網掛けの部分でございます。こちらが課題となっております。分析については、23ページから記載してございますが、5、6年生ではこちらの黒い丸をつけた設問、四つほどございます。23ページの黒い丸をつけた設問について、記載が四つほどございますが、このあたりが特に回答できなかったという無回答率が高い状況となっております。授業改善のポイントにつきましては、この23ページの下段から記載をしておりますけれども、自然の事物や現象と既習の内容や生活経験を関係づけた自然に事物・現象に影響を与える因子を予想し、調べる際にその条件を整理したりすること、このあたりが大切となっております。

また、観察や実験からわかったことをまとめて整理する際に、重要な用語について、色分けで強調したり、児童がその用語の重要性を捉えられるように指導することも大切であるというふうに考えております。

続いて、6ページをごらんください。こちらは中学校の理科でございます。結果につきましては、昨年度もそうであったのですが、全ての学年に課題が見られる状況でございます。次の27ページから記載しております分析を見ますと、年度ごとの傾向を経年で比較するために、どの教科もそうなのですが一覧表の中に区全体正答率を目標値で割って100を掛けた数値がございます。区全体正答率÷目標値×100と、こちらは今お話しさせていただきましたように、経年ごとのこの表が27年度から令和元年度5年間を並べて記載してあるのですが、問題が各年度違うものですから、こちらを比較できるような数値を割り出しております。この数値で見ますと、昨年度と比べて今年度は全ての学年で上回っているということもあり、経年で見ますと少しではございますが、改善の傾向が見られているということが読み取れます。

授業改善のポイントにつきましては、この27ページの下段から記載しております。小学校から中学校への接続を踏まえて、小学校で使用している教科書の内容について、教材研究することとか、中学校で各単元の学習内容に入る前に小学校の調査問題の類似問題等に取り組みさせて、小学校段階の知識・技能の定着度を把握することなどが有効であると考えております。

続きまして、30ページをお開きください。最後に、中学校の英語でございます。結果につきましては、おおむね良好でございますが、2年生の言語や文化についての知識・理解で課題が見られます。分析につきましては、30ページの下段にございます

が、2年生では語法や語形の知識・理解が大きく目標値を下回っております。

授業改善のポイントにつきましては、31ページの中ほどから記載をしてございます。発音練習を丁寧に行ったり、小テストを繰り返したりして、語彙について読みや意味が確実に定着する指導を行うこと。また、文の構造を正しく理解させ、活用につなげることなどが有効であると考えております。

大変雑駁ではございますが、ご報告は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 短時間での丁寧な説明をありがとうございました。

このまとめ、大変であったというふうに思うのですけれども、どのような立場の方がどのようにしてまとめ、そしてこれがどのように学校現場に生かされるのか、確認の意味もございまして、教えていただきたいと思っております。

教育指導課長 教育長

清正教育長 教育指導課長

教育指導課長 こちらの分析、資料等のまとめも含めまして、教科ごとに担当の指導主事が結果を分析して、その事業改善につながるポイントを記載して、資料を作成しております。

こちらのほうは各学校にも校長会等を通して報告をさせていただきまして、授業改善に取り組んでいただくということで、授業改善を進めていきます。それとあわせて小中連携の進め方の中で、つまずきゼロプランということで、中学校1年生での課題を小学校に伝えまして、小学校時点でそのあたりが改善できるように、小中連携サブファミリーも活用して授業改善の取り組みを進めていただいているという状況がございます。

以上です。

本間委員 ありがとうございました。ご説明の中にもありましたけれども、せつかくの内容ですので、目標値とのポイントの比較もとても大事なことではあると思っておりますが、最後の理科のところにもありましたように、経年変化による子どもの姿に沿った分析というものもほかのところでも大事にさせていただきたいなということが1点、まず思いました。

もう一つは、指導主事の先生方が中心となって分析されていたことに、忙しい中大変

な作業であるというふうに思いますし、それぞれ教科の専門が分かれているため、精度を統一するということまではいかないことも十分理解しているところなのですが、改善策は今課長からご説明がございましたように、今後のつまずきプラン等につながっていく、本当に大事な内容であるというふうに思っております。読ませていただいたのですけれども、果たして改善策として妥当かと思われる部分も一部感じられているところです。具体的に述べてくださっているのはありがたいのですけれども、そういったことは教科書の解説書等を読めば学校現場の教員も十分わかる場所ですし、だからといって抽象的なことを書いてもということがあることについては、十分理解できるのですが、そのあたりについて、指導主事の先生方だけのご負担にならないように、例えば非常勤でいらっしゃるOBの先生方のお力も加えていくとか、学校現場の各教科部会との連携を図って、より生かしていくとか、せつかくの改善策ですので、より各学校へのつながりが明確になるようなものを今後さらに研究していただけるとありがたいなということが2点目でございます。

三つ目としてですけれども、先ほどの説明にもございましたけれども、無回答のパーセントが多いというところが、本当に改めてショックを受けたところです。それ以外にも、ほかのところのパーセントの低いところ、ポイントの低いところでは、説明ですとか、書く事による表現等が国語科の中ではよくても、ほかの教科の中に十分生かし切れていないというような結果が読み取れるように思いました。ですので、各教科ということだけではなくて、小学校、中学校全体を通して、自分の思い、考えを表現するというあたりについて、意識をして取り組んでいくということについて、言わずもがなで恐縮ですけれども、改めて各学校への強い伝達をお願いしたいなどに思っております。

清正教育長 よろしいですか。

檜垣委員 教育長

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 ご説明ありがとうございます。理科のところなのですけれども、毎年理科については課題があるというふうなご報告をいただいております。そして、北区の教育委員会では化学教育ということで、理科大好きプロジェクトですとか、理科支援員の配置だとか、施策を行っていただいております。やはり、そういう方々にも今のこの北区の実験上の無回答とか、共通の課題を周知していただいて、全体で課題を解決していくというふうなことを希望しております。

あと、来年ございますオリンピック・パラリンピックでも、体育とスポーツ文化のほかに、持続可能な社会というようなことで、環境ということ第三の柱にしていることはご存じだと思いますけれども、こういったやはり環境の変化やそういった天候の事象をとらえて、理科の興味・関心をぜひ引き出していただいて、関連づけてみんなで子どもたちが楽しく、興味深く、かつ深く学んでいければいいなというふうに思っております。

	どうぞよろしくお願ひいたします。
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	<p>ご意見ありがとうございました。先ほど本間委員からいただいたご意見等も踏まえまして、今後、この分析につきまして、さらに精度が上がるように改善をしていきたいというふうに思います。</p> <p>それから、あわせて、こちらの結果をこういうふうにまとめて分析をするということが終わりではなくて、ご意見がありましたように学校のほうが授業改善に取り組めるように、また、子どもたちに必要とされていると言われていた表現する力ですとか、思考力ですとか、そういったところの力がしっかりついていくように、各教科を通して進めていきたいというふうに思います。</p> <p>それから、檜垣委員からご質問ありました理科支援員等へも周知をして、教員と一体となって授業改善に取り組むということも学校に伝えて、取り組みを進めるようにしていきたいと思ひます。</p> <p>あと、オリパラ教育に絡んで環境について、しっかり学校のほうでも学べるように、子どもたちがそういった環境をしっかり大事にしながら取り組んでいけるように、そちらのほうも周知してまいりたいと思ひます。以上でございます。</p>
檜垣委員	よろしくお願ひいたします。
清正教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に日程第4、報告第56号「東京都北区保育料等徴収条例施行規則の一部改正について」事務局から説明をお願いします。</p>
保育課長	教育長
清正教育長	保育課長
保育課長	<p>では、報告第56号、東京都北区保育料等徴収条例施行規則の一部改正について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、こちらの規則でございますが、先ほど同じ保育でも北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則につきましては、昨年度この場でご審議いただきまして制定した教育委員会規則でございますが、これから説明する徴収条例等施行規則につきましては、区長部局が所管する規則となりますので、今回はその改正の内容について、ご報告をさせていただくと、そういったような取り扱いとなります。</p>

では、表紙を1ページおめくりいただきまして、資料の要旨でございます。

認可保育所等の保育料算定における年少扶養控除のみなし適用を廃止するため、第2回区議会定例会において、東京都北区保育料等徴収条例の一部改正を行いました。

なお、区議会の提案前に教育委員会におきましては、6月5日の定例会にてご審議をいただいたといったようなことがございました。

この条例改正によりまして、同施行規則につきましても関連規定の整備を行うとともに、保育料の減額に関する規定の一部改正を行ったことから、以下のとおり報告するものでございます。

項目2の主な内容でございます。1の減収減額の見直しにつきましてでございます。収入が減った世帯の保育料を一時的、これは3カ月を期間と定めてございますが、規定につきまして、育児休業期間中を理由とする収入減少につきましては、この対象から除く旨を規定するといったようなところが見直しのポイントでございます。現行では育児休業を事由とした減額であっても、要件に該当すれば保育料を減額するという規定を設けておりました。しかし、保育園におきましては、そもそも育児休業の方というのはおうちにいらっしやって、保育所を利用してなくてもいいといったような状況がある中で、特例の扱いでもって保育園を利用いただいているといったような状況もあることから、それに加えてまた減額するといったようなところについては、減額の理由が乏しいのではないかとといったような取り扱いになりまして、今後は育児休業を事由とする収入減につきましては、要件から除く旨、規定するものでございます。

次に、(2)の年少扶養控除の廃止についてでございますが、こちらにつきましては、世帯に16歳未満の扶養世帯がふえた際に年少扶養控除が区民税所得割額にのみなし適用されるまでの間、保育料を減額するための規定となっております。

要旨で申し上げましたが、国の方針に沿って年少扶養控除のみなし適用について廃止するといったような条例改正を行いましたから、こちらについて、規則についても廃止する取り扱いとさせていただきます。

次に3でございます。認証保育所等在籍減額の見直しについてでございます。

ちょっと説明が長くなります。認可保育所等に入所できない場合に、東京都の設置基準を満たした認証保育所などに通園する場合がございます。認可保育所の保育料につきましては、所得に応じた保育料が設定されていると、最高でも6万ちょっと、いわゆる収入の少ない方はゼロ円で保育料が設定されているところでございますが、ただ、認証保育所につきましては、月額6万円から7万円の保育料が設定されているそうです。そのため、北区では東京都の補助制度を活用いたしまして、認証保育所等に通園される方を対象に、認可保育所に通園されている方の差を埋めるための補助制度を設けております。

こちら、資料に書かせていただいたのですが、平成29年度までは月額、一律に1万5,000円としてございまして、この認可保育所に通園される方が1万5,000円の補助を受けたとしても、月額6万円から7万円払っている方の負担というのは非常に大きかったものですから、例えば、世帯によっては、お兄さんは認可保育所に入れた、しかし弟は認証に通われているという世帯については、認可保育所に通うお兄さんの保育料を減額しようといったような規定を設けてきているところでございますが、しか

し、平成30年度から認証保育所に通園する児童につきましては、1万5,000円ではなくて、こちらについても所得階層に応じた認可保育所に通園された場合の保育料との差額、それを1万円刻みではありますが、段階的に補助制度を充実させたといったようなことがありますので、今回、この認証保育所等の在籍園額につきましては、基本廃止すると、そういった補助を受けられる方については適用除外とするといったような規定を設けるものでございます。

次、3の施行期日でございますが、年少扶養控除のみなし適用を定めた条例改正と同じ、令和元年9月1日としてございます。

では、参考資料の新旧対照表をごらんください。

まず、第6条の2の規定でございますが、こちらにつきましては、条例と同じ文言整理といったようなことでございます。

次に2ページと3ページを見開きのような形でごらんいただけますでしょうか。左が改正後、右が現行といったような取り扱いでございます。まず、項目7番につきましては、これは年少扶養控除の規定でございますので、全部廃止するといったようなことでございます。

次に、改正後の項目8をごらんください。4ページ、5ページでございます。左が改正後で右が現行という形でございます。認証保育所を利用した場合の減額についてが、現行ですと表の9番、改正後でいきますと表の8番になるわけでございます。8番のところ、要件の文言を追加させていただいていますが、この48時間以上160時間未満といったのは何かと申しますと、48時間というのは保育の最低時間、160時間というのは、認証保育所等の利用料補助を受けられる最低時間ということでございます。なので、認証保育所等を使っている方であって、補助の対象とならない方につきましては、引き続き保育料減額の対象となるといったようなことでございます。

説明は以上です。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 ご説明いただいた最初の資料の2-1の減収・減額条件番号5の見直しのところに、育児休業期間中を理由とする収入減少は除くということで、今のご説明のところですと、育児休業が取れるくらい家庭の安定があるというふうを考えるから、対象から除くというようなことであつたかと思うのですけれども、3歳児までは各家庭で子どもたちを育てるというような子どもの目線から立った考え方というものもあるというふうにするのですが、そのあたりについて、議論等についてはなかったのでしょうか。

清正教育長 保育課長

保育課長

まず、収入減額条件番号5というのが、2ページ、3ページの条件番号5のところ
で、改正後のところにつきましては、育児休業の取得に伴う収入減少の場合を除くとい
ったようなことを規定させていただいております。この理由なのですが、世帯の所得の
見直しとか、そういうことではなくて、保育所の場合、基本的に育児休業を取られてい
る方というのは、つまりおうちにいらっしゃるので、本来であれば保育園を利用しなく
てもいいという扱いになるので、ただ、それをお子さんのことを考えれば、上のお兄ち
ゃんが下の弟が生まれたからといって、保育園を退所して、退園になって、下の弟が生
まれたから違う保育園に行かなければいけないとか、幼稚園に行かなくてはいけなくな
るとか、お子さんは保育園でお友達もできていますし、先生ともなじんでいる状況があ
るので、それを保証してあげようといったようなことでの育児休業の特例という形で保
育を継続して受けられる形を取っているのですが、育児休業、例えば働いているときに
比べて育児休業を取得されると、収入が下がることがあります。そして、収入が下がる
ということは保育料が下がることもあります。ただ、そこについては育児休業を取得さ
れて、保育所に通う事態がある部分特例的な取り扱いなので、そこについては保育料を
減額することはないだろうといったようなことで、今回規定を設けたわけでございま
す。

委員のご質問というのは、いわゆる家庭保育というか、そういったものの推進という
か、そういった視点が保育園にないのかということなのですが、この点について、こ
の規定とは別に保育所、つまり育児休業取得の推進というのは、区政の大きな目標のひ
とつなかなと思っておりまして、保育所というのは育児休業の取得と反するような形
の施設にはどうしてもなってしまうのですが、ただ、そこでどのようなことをすれば保
護者さんは育児休業をきちんと取れるのだろうか、3歳で保育園に入れるという枠を増
やせば、例えば認定こども園を整備すれば3歳から仕事復帰して、そういうことができ
るのではないかとか、ゼロ歳保育の枠をしばめて1歳を広げればいいんじゃないかと
か、いろいろな議論はしているところでございます。ただ、今回の規則について、別の
角度での盛り込みは難しいのかなということです。

本間委員

大変よくわかりました。ありがとうございました。

清正教育長

よろしいでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
次に日程第5、報告第57号「後援・共済事業に関する報告」事務局から説明をお願い
します。

教育政策課
長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第57号でございます。

1枚おめくりをお願いいたします。名義使用承認報告、今回1件でございます。事業名、主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

1件目でございます。「東邦音楽大学附属東邦中学校・高等学校クラシックコンサート」NPO法人ユネスコパートナーシップ世界遺産トーチランコンサート協会理事長でございます。

使用承認報告は1件のみでございます。裏面、2ページでございます。

事業実績報告、3件お示しをさせていただきました。以上、報告とさせていただきます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和元年第6回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。